

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 総平均法に基づく原価法
- ・ 満期保有目的債権以外の有価証券のうち市場価値なるもの一時価法
- ・ 満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却資産一定額法
- ・ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金－職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する岡山県民間社会福祉従事者共済制度における掛け金相当額を退職給付引当金に計上する。
- ・ 賞与引当金－職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性の原則あり。
- ・ 徴収不能引当金－金銭債権のうち、徴収不能の見込み額を徴収不能引き上げ金として計上する

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

岡山県民間社会福祉従事者共済制度
社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、等)
当法人では、公益・収益事業を実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、等)
- (4) 収益事業における拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、等)
当法人では、公益・収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 法人本部（社会福祉事業）
「法人本部」
イ A里拠点（社会福祉事業）
「学園保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・建物	110,455,300	0	2,484,679	107,970,621
合計	110,455,300	0	2,484,679	107,970,621

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）のきていによる基本または国庫補助均等特別積立金の取り

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（一年以内返済予定額を含む） 57,000,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物			107,970,621
土地			2,563,000
建物附属設備			76,093,850
構築物			9,357,567
車輛運搬具			2,278,355
器具及び備品			4,757,145

長期前払費用			485,077
合計	0	0	203,505,615

- 1 0. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
該当なし
- 1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし
- 1 2. 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし
- 1 3. 重要な偶発債務
該当なし
- 1 4. 重要な後発事象
該当なし
- 1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
その他の特別損失のうち、「会計基準移行に伴う過年度修正額」は、新会計基準移行に伴い国庫補助金等特別積立金の期首残高を調整したものです。